特集「公害紛争処理制度の特長 ~専門的知見の活用~」

原因裁定嘱託制度について

~裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています~

公害等調整委員会事務局

専門性の高い騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下の紛争の訴訟事件において、裁判所が公害等調整委員会に原因裁定を嘱託できる制度である「原因裁定嘱託制度」。 この活用をさらに促すため、公害等調整委員会では裁判所のニーズに沿った運用改善を図っています。

今回は、第1部で「原因裁定嘱託制度」の概要についてご紹介します。

また、第2部では、元札幌高等裁判所部総括判事、公害等調整委員会委員を歴任された山崎勉 弁護士に、「原因裁定嘱託」のメリットについてお話をいただきましたので、その概要をご紹介 します。

第1部 原因裁定嘱託制度の概要

1 原因裁定嘱託制度について

(1) 原因裁定嘱託とは

「原因裁定嘱託」とは、①受訴裁判所からの嘱託に基づき、②公害紛争について、③公害等調整委員会(以下「公調委」という。)に属する、元裁判官、弁護士、医師、化学者、元行政官、研究者等出身の委員のうち3名から構成された裁定委員会が、④公調委の費用負担により、専門的知見に基づき法的因果関係について裁定をし、⑤受訴裁判所は、その裁定書を調査嘱託の結果(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第186条)又は書証として証拠にして利用できる制度です。

このような原因裁定嘱託制度は、環境基本法(平成5年法律第91号)の実施法である公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下「処理法」という。)の定める「公害紛争処理手続」の手続の一つです(処理法第42条の32)。

原因裁定嘱託制度類似の制度として、官庁

等への鑑定の嘱託(民事訴訟法第218条)がありますが、原因裁定は因果関係の存否についての法律的な判断を対審的手続により行うもので、鑑定とは異なります。

すなわち、不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、①加害行為、②被害、③加害行為と被害との間の因果関係、④加害行為の違法性、⑤加害者の故意又は過失、責任能力が必要になるところ、このうちの①から③について、それらが不法行為の成立要件の一部として、存在するか否かの法的判断をするものです。

(2) 原因裁定嘱託制度の趣旨

このような制度が設けられた趣旨は、公害 事件を民事訴訟で争う場合、被害とその原因 とされる行為との間の因果関係の立証が困 難なため、当事者主義(事案の解明や証拠の 提出を当事者に委ねる原則)によっては、因 果関係の究明に長い年月と多額の費用を要 することがあることから、被害者と加害者の 実質的公平を図るというものです。

例えば、民事訴訟において専門的知見を活 用するため鑑定を利用した場合、鑑定は個々 の論点の科学的判断をするに止まり、因果関 係についての法律的判断に踏み込むことは ありません。また、鑑定に必要な費用は、訴 訟当事者の負担となります(最終的には敗訴 側が負担しますが、鑑定を実施する前に、鑑 定の申立てを行った側が裁判所に予納金を 支払うことが求められます。)。

さらに、裁判所が必要と認める場合、争点 に関する有識者である専門委員が訴訟に関 与することがありますが、専門委員に求めら れるのは「専門的な知見に基づく説明」であ り、その説明はそのままでは裁判上の資料と はなり得ません。そのため、裁判官が因果関 係について専門委員の説明を判決の基礎と したい場合は、当事者においてその説明を基 礎に主張を組み立てる必要があります。

(3) 原因裁定嘱託制度の利用が考えられる 場合

当事者による一応の立証はあるが専門的 知見がないまま判断することが困難である 場合、あるいは被害が明らかであるが当事者 に因果関係の立証の負担を課すことが酷だ と考えられる場合等には、原因裁定嘱託制度 の活用をご検討いただければと存じます。

御検討ください! 騒音・振動・悪臭・地盤沈下等に よって人の健康又は生活環境 公害等調整委員会の に被害が生じたとされる紛争: 原因裁定嘱託 (公害紛争処理法 因果関係の判断に関して 42条の32) 専門的知見が必要だけど ✓ 適切な専門家が見つからない… 専門家が見つかります! ✓ 鑑定費用を当事者が負担できない… 当事者に費用負担なく 専門的知見が得られます!

図 1 原因裁定嘱託制度の利用について

(4) 要件

要件としては、実体的には「公害」に係る 被害に関する民事訴訟に該当し、手続的には 「求意見」の手続を経ることが必要です。

「公害」というと、水俣病といった産業型 の大きな事件をイメージされるかもしれま せんが、原因裁定嘱託が対象とする「公害」 は、近隣店舗の室外機等の騒音被害や、盛土 工事による宅地造成地上の建物1軒の損傷 被害(地盤沈下)も該当する場合があります。

すなわち、公調委が原因裁定で嘱託を受け る「公害」は、処理法第2条で環境基本法第 2条第3項に規定する、「事業活動その他の 人の活動に伴って生ずる」、「相当範囲にわた る」、いわゆる典型7公害(①大気汚染、② 水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥ 地盤沈下、⑦悪臭)によって、「人の健康又 は生活環境(人の生活に密接な関係のある財 産並びに人の生活に密接な関係のある動植 物及びその生育環境を含む。)に係る被害が 生ずること」とされています。ここで、「相 当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広が りがある被害を公害として取り扱うという 趣旨で、被害者が一人でも地域的広がりが認 められる場合は該当しますし、多数の被害者 が生じている場合には地域的な広がりがそ れほどでなくても該当しますので、上記のよ うな騒音被害等も「公害」該当性が認められ る場合があります。

「求意見」とは、受訴裁判所が原因裁定を 嘱託する必要があると認めるとき、公調委に あらかじめ意見を聴いてから嘱託をするこ とになっており、この意見を聴くことをいい ます。この手続は、公調委の受理の判断とそ の後の円滑な進行のために処理法第 42 条の 32により行うこととされております。

(5) メリット

本制度を利用するメリットとしては、①公 調委には、専門委員として、典型7公害の各 分野の専門家が専門委員として任命されており、特殊な分野で専門委員がいない場合でも、公調委が早期に新たな専門委員を任命することにより専門的知見が得られること、② 裁定委員会が必要と認めた場合には、専門委員を選任するほか、詳細な調査を外部業者に委託することがあるが、それらの費用は公調委が負担すること、③裁定の結果をどのように評価・利用するかは、受訴裁判所の裁量に委ねられることです。

2 原因裁定嘱託の審理手続

公調委が受訴裁判所から原因裁定嘱託を受けた場合の審理手続の流れは、以下の図2のとおりです。

公調委は、受訴裁判所から「求意見」の申立 てを受けた場合には、裁判官からの出向者が受 訴裁判所側の主任裁判官より電話やメールで 事情を伺い、公調委の審査官が事件記録を拝見 しに行くか、事件記録の写しを公調委に郵送し ていただきます。以上の中で、受訴裁判所とし て想定している調査の内容を伺います。

このようにして、当該事件の内容を把握し、

「公害」該当性や主張立証の状況を踏まえることにより、求意見の申立てを受けてから受訴裁判所に回答するまでの期間は、事案にもよりますが、2週間から3週間程度になるように努めております。記録の送付をしていただく場合は、送付していただいてから2週間から3週間程度になるように努めております。

なお、回答に当たっては、「公害」該当性のほか、主張立証の状況についても考慮し、因果関係を判断する前提としての加害行為や被害の特定の主張立証が不十分であると見受けられる場合には、さらなる主張整理の上、再度求意見の申立てをされたいという趣旨の回答をすることもあります。

次に、「求意見」手続が終了し、原因裁定嘱託を受けてから、裁定書を完成させて受訴裁判所に裁定書を送付するまでの期間は、事案にもよりますが、委託調査を実施しないときは1年から1年2か月程度、委託調査を実施するときは更に時間を要することが見込まれています。なお、原因裁定手続の中で専門委員が作成した意見書は、裁定委員会の判断により、証拠(職号証)として活用されます。

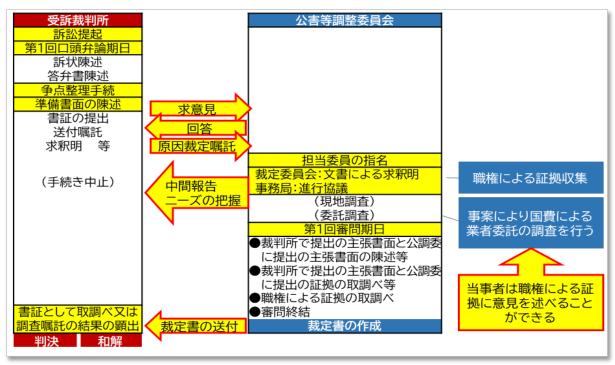


図2 審理手続の流れ

3 受訴裁判所のニーズに沿った原因裁定 嘱託制度を目指して

原因裁定嘱託制度に対する裁判所のニーズ は、審理における裁定の利用のほか、審理期間 を短縮すること、嘱託が受け入れられるかどう <u>かを早期に明確にする</u>こと、であることを把握 しております。

この点を改善するため、①正式な求意見の前 に受訴裁判所の裁判官からの問い合わせ(事前 相談)があった段階で、裁判官からの出向者が 対応し、過去の先例を紹介するなどして、嘱託 が受け入れられる見込みその他のご質問等に 可能な限り応答しています。また、審理の進み 具合や嘱託事項の立て方によって、審理期間に 差が生じること等もあることから、その点につ いても可能な限りご説明しています。

さらに、②求意見の段階から、嘱託を見据え た事件進行の検討等を行えるよう、体制を整備 し、③審理中も、受訴裁判所の意向に応じて、 どの程度調査を行うか等について調整を行え るよう、受訴裁判所とのコミュニケーションを 強化するようにしています。

第 2 部 山崎 勉 弁護士インタビュー



元札幌高等裁判所部総括判事、公調委委 員を歴任された山﨑勉弁護士に、それぞれ のご経験も踏まえた「原因裁定嘱託」のメ リットについて、お話をいただきました。

騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・ 土壌汚染・地盤沈下の紛争の訴訟事件に携 わる法曹関係者、特に原因裁定嘱託制度の 名前は知っているけれども詳細を知らない 裁判官、時間がかかることで利用したくな

いと考えている裁判官の皆様に、適切な事案があればご利用を検討いただけるよう、その概要 (蓄笛美紗子 (裁判所からの出向者))。 を紹介します。(聞き手:公調委事務局審査官

1 はじめに

高田審査官 元札幌高等裁判所部総括判事で、 令和2年6月まで公調委委員を務められまし た山﨑先生、本日はよろしくお願いいたします。 まずは、自己紹介をお願いいたします。

山崎弁護士 裁判所は昭和54年4月に任官し、 各地の裁判所に勤務して、平成 26 年9月に定 年退官しましたが、その間、主として民事裁判 を担当しました。平成 27 年に弁護士登録をし て弁護士として勤務した後、その年の7月に公 調委委員に就任し、令和2年6月まで在任いた しました。その間、弁護士登録を抹消しました が、令和2年9月に再度弁護士登録をし、弁護 士として今日に至っております。

高田審査官 委員としての御経験、裁判官とし ての御経験、それから弁護士としての御経験を 踏まえて、本日お話を伺えればと思います。公 害紛争の解決に当たっては、加害行為と被害と の間の因果関係の判断が迅速かつ適正に行わ れることが重要です。公調委への原因裁定嘱託 制度は、当事者主義が原則である民事訴訟に一 部職権主義を採り入れ、「加害行為」と「被害」 との間の「法的因果関係」について、公調委が 必要に応じて職権で調査をした上で裁定判断 することで、被害者と加害者の実質的公平を図 ろうというものです。

平成 16 年に富山地方裁判所から「富山県黒 部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被 害原因裁定嘱託事件 | の嘱託がなされたのを皮 切りに、裁判所をはじめとする法曹関係者への 広報を積極的に行い始めたこともあり、「加須 市における地下水汲上げによる地盤沈下被害 原因裁定嘱託事件」等 12 件が嘱託(令和3年 10月末現在)されています。

2 裁判所が原因裁定嘱託を活用するメリ ット

高田審査官 公調委委員として、関わった経験 から幾つか伺わせていただきます。裁判所が原 因裁定嘱託を活用するメリットは何でしょう か。

山崎弁護士 裁判所が原因裁定嘱託を活用する メリットは何かということですが、原因裁定嘱 託の判断対象は、加害行為と被害との間の因果 関係の存否ですので、まず嘱託の利用が考えら れる例について説明します。因果関係部分につ

いて当事者による一応の立証があるけれども、 専門的知見のないまま判断することが困難で あると考えられる場合とか、被害が明らかであ るが、当事者に因果関係の立証の負担を課すこ とが酷と考えられる場合などが考えられます。

専門的知見を得るための方法について説明 しますと、主に「職権調査」と「専門委員」制 度が挙げられます。

公調委に所属する3名の委員から構成され る裁定委員会は、裁判所から原因裁定嘱託を受 けた事件について、嘱託事項に係る事実関係を 解明するため、現地調査等の職権調査を行いま す。その一環として、必要性や事案の社会性を 考慮して、民間の調査会社等への委託による調 査をすることがあります。委託調査は、現地調 査といった検証程度では足りない場合に行う もので、精密な騒音・振動測定・ボーリング調 査などの専門的な調査です。業者に委託する調 査は、その内容等について当事者の意見を聴取 した上で行います。こうした委託調査費用は多 額になる場合もありますが、全て公調委が負担 し国費によって賄われ、当事者が費用を負担す ることはありません。委託調査の結果は当事者 に対して交付しており、裁定手続において職号 証という書証として取り調べます。

次に、専門委員は、「個別の事件についての 専門的事項を調査するため、必要に応じ、関係 する専門分野の学識経験者等を任命 | するもの で、実際の任命行為自体は総務大臣が行うので すが、現在、二十数名の専門委員がおります。 低周波音を含む騒音、地盤沈下、大気や土壌の 汚染、水質汚濁等の分野の専門家で、大学教授 などが多くなっております。また、特殊な分野 で専門委員がいない場合でも、公調委が早期に 新たな専門委員を任命することにより専門的 知見が得られる場合もあります。専門委員の選 任は、当事者の意見を聴取した上で行います。

専門委員は、独自に調査した結果を意見書や 報告書にする場合と、民間の委託調査の結果を 基に意見書を作成する場合があります。委託調 査の結果と同様、これらの意見書等は当事者に 対して交付しており、裁定手続において職号証 という書証として取り調べます。この専門委員 にかかる費用も公調委が負担し、当事者の費用 負担はありません。

このように裁判所には、嘱託事項に関し、当 事者に費用負担をさせることなく職権調査や 専門委員による専門的知見が得られるという メリットがあります。



インタビューの様子

高田審査官 職権調査の結果や専門委員の意見 書等で、嘱託事項に係る事実関係が解明された 後、裁定委員会はどのようなことを行うのでし ようか。

山崎弁護士 職権調査の結果や専門委員の意見 書等に基づいて、裁定委員会が当事者の意見を 踏まえ因果関係の存否について判断を示すこ とになります。裁定委員会の委員には、在任の 時期は異なりますが、私以外に、医師、行政や 地質学、化学の専門家、騒音関係や行政法の学 者、弁護士など様々な領域の専門家が、常勤・ 非常勤を含め5名おられましたので、裁判官の 視点だけでなく多角的な視点から事件につい て議論をすることができ、厚みのある判断を導 くことができることも確かであり、私自身、教 えられることが多くありました。このような裁 定委員会の裁定の結果をどのように評価し利 用するかは、受訴裁判所の裁量に委ねられてお ります。

また、嘱託のあった原因裁定の裁定書を受訴

裁判所に送付して終わりということではなく、 受訴裁判所から公調委に対し、原因裁定につい て説明を求めることができることになってお りますので、受訴裁判所で原因裁定について尋 ねたいことがあれば、遠慮せずに聞いていただ ければと思います。

なお、受訴裁判所における裁定書の扱いは受 訴裁判所が判断する事柄ですが、調査嘱託の結 果に類似するものとして「口頭弁論において顕 出する」方法が考えられるほか、当事者から改 めて甲号証又は乙号証として証拠として提出 してもらう方法も考えられます。

3 公調委による原因裁定嘱託の運用改善

髙田審査官 裁判所に制度の広報のために講演 に伺った際、そもそも制度が十分に知られてい ないこと、審理期間が長期化すること、どの程 度の広がりがあれば公害に該当するかどうか が分からないことが、嘱託をするにあたっての 支障になるとの声をいただいております。

そこで、公調委では、昨年度から原因裁定嘱 託の運用改善を図り、

- ①正式な求意見の前に受訴裁判所の裁判官 からの問い合わせ(事前相談)があった段階で、 裁判官からの出向者が対応し、過去の先例を紹 介するなどして、嘱託が受け入れられる見込み その他のご質問等に可能な限り応答する
- ②求意見の段階から、嘱託を見据えた事件進 行の検討等を行えるよう、体制を整備する
- ③審理中も、受訴裁判所の意向に応じて、ど の程度調査を行うか等について調整を行える よう、受訴裁判所とのコミュニケーションを強 化するようにする

という改善を図っています。まず、①の嘱託 の事前相談について、裁判官はどのように利用 したら良いとお考えでしょうか。

山崎弁護士 裁判官は、どの程度の広がりが公 害に該当するかが分からないことが、原因裁定 嘱託をするに当たって支障となるということ ですが、まず、公害に該当するか、「相当範囲 にわたる | ものと認められるかは、人的・地域 的に広がりがある被害を公害として取り扱う という趣旨で、被害者が一人でも地域的広がり が認められる場合は該当しますし、多数の被害 者が生じている場合には地域的な広がりがそ れほどでなくても該当します。「公害」という と大規模なものを想定すると思いますが、近年 は「相当範囲性」を緩やかに認めています。

具体的に、「相当範囲にわたる」と認められ るかどうかは、個別の事案ごとの判断であり、 最終的には嘱託を受理するか否かを審議する 委員会議で判断することになるのですが、裁判 所としてはせっかく求意見したのに「嘱託でき ない」という結果になっては、それまでの期間 が無駄になり訴訟手続の進行にも影響を与え るなど、大変残念なことになると思います。

事前相談の際、裁判官からの出向者が、過去 の裁定例や、嘱託できなかった事例を紹介して いるので、気軽に相談していただければと思い ます。

なお、私が担当した豊島区事件や水質汚濁事 件がそうでしたが、例えば、大気汚染について、 環境基本法第2条第3項の法文上、大気汚染防止 法が規制する対象に限定するような内容になっ ていませんので、鉄粉などの粉じん飛散による 財産被害や農薬飛散などによる健康被害につ いても公害に係る被害として原因裁定嘱託の 対象となることに留意する必要があります。

高田審査官 次に、②の求意見の段階から、嘱 託を見据えた事件進行の検討等を行えるよう、 体制を整備する③の審理中も、受訴裁判所の意 向に応じて、どの程度調査を行うか等について 調整を行えるよう、受訴裁判所とのコミュニケ ーションを強化するようにするという点につ いては、いかがでしょうか。

山崎弁護士 事前相談の段階で、裁判官出向者 がある程度詳しく事情を把握できれば、その事 件について求意見がされた場合、嘱託を受ける ことになる可能性が高いことが早期の段階で 判明します。このため、専門家としてどなたに 相談するのが適切か等、事件を迅速に処理する ために検討を進めることができると思います。 以前は、正式嘱託があってから専門家を捜して いましたので、それと比較すると初動が早くな ると思います。

以前は嘱託を受けた事件について、途中経過 を受訴裁判所に報告することはなかったので、 裁判官の立場からすると、当該事件がどのよう になっているか把握できず、自らが関与できな いところで審理期間が長くなることがストレ スだったと思います。経過を受訴裁判所に報告 すれば、そのようなストレスが緩和できる可能 性があると思います。

一般的に、専門的な業者に委託して、詳しい 調査を行うことで、科学的知見の精度は上がる 一方で審理期間は長期化するところ、審理期間 と判断の精度の兼ね合いについて受訴裁判所 がどのように考えているかという意向も踏ま えながら手続を進められることが周知されれ ば、利用を検討する裁判官はより多くなると思 います。

利用する場合に裁判官の留意事項

高田審査官 原因裁定嘱託の要件として、手続 的には「求意見」の手続を経ることになってお りますが、裁判官に御留意いただいたほうが良 いと感じたことなどがあれば、お聞かせいただ けないでしょうか。

山崎弁護士 争点整理を経て証拠調べも終了し ている事案であり、かつ、加害行為の態様が変 化していない事案で、専門委員が専門業者に委 託して調査をせずとも判断できるということ であれば、嘱託から1年程度で裁定書を送付す ることができると考えられます。他方で、争点 整理が不十分な場合は、専門業者に委託する調 査をしなくても、時間がかかります。専門的知 見がないと争点整理が困難であることも承知 していますが、「加害行為」と「被害」が何か というところまでは、争点整理を行うことが望 ましいと思います。

すなわち、「加害行為」について、「誰がいつ 何をしたこと(しなかったこと)が問題か」と いうところの事実行為が明らかでないと、「因 果関係 | の判断をする前提がないことになりま す。また、具体的な「被害」の発生が証拠上認 められないという場合も同様に「因果関係」の 判断をする前提がないことになります。

他方で、「因果経過」については、専門的知 見がないままいたずらに争点整理を進めると、 ありとあらゆる可能性について当事者が主張 立証し、審理が長期化することになると思うの で、「加害行為」と「被害」が明確であれば、 早期に嘱託を考えてもらうこともあり得ると 思います。

多数当事者の事案の場合、一部の当事者が取 下げたりすることもあるでしょうから、「誰が 当事者なのか(誰の被害を問題とするのか)| といった前提の論点については、裁判所で整理 してから「求意見」をしてもらいたいと思いま す。

豊島区事件の振り返り

髙田審査官 裁定委員として、直近では、東京 都の豊島区における小学校の外部鉄骨階段の 改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因 裁定嘱託事件、いわゆる「豊島区事件」に関わ られた経験から、幾つか伺います。

事件を振り返って感じたことがあれば、お聞 かせください(事件の概要、事件の処理経過は 参考を参照)。

山崎弁護士 原告が多数の事件であり、平成29 年3月に求意見前の事前相談がされた際は、被 告からの答弁書の提出もなく、争点も被害も明

確でなかったため、争点整理してから嘱託され たい旨回答しました。先ほど述べたとおり、「誰 がいつ何をしたこと(しなかったこと)が問題 か」というところの事実行為と、具体的な「被 害! の発生については、整理してから嘱託して いただきたいと思います。

2回目の求意見を経て、嘱託を受け、審理を 開始した後は、当事者の意見も聴取した上で選 任した専門委員が、当該小学校に比較的近い、 築浅の原告の建物7棟を現地で調査した結果、 改修工事と被害との因果関係は認められない という意見になったため、その旨の意見書が作 成されました。その意見書についても、当事者 の意見を聴取した上で、裁定判断をしました。

なお、嘱託を受けた時点で改修工事完了後9 年近く経過していたことから、改修工事により 飛散した鉄粉等と原告建物のアルミ製建材等 に付着した鉄粉等の成分分析などについて委 託調査は行いませんでした。

嘱託事項の関係で問題となったのは、嘱託事 項の「被害」の中に、「既に訴えを取下げるな どした原告も含まれたままになっていた | とい うことです。元々原告は93名だったのですが、 訴えの取下げ等により64名になっていました。 そこで、受訴裁判所と協議をして、既に訴えを 取り下げるなどした原告についての判断を嘱 託事項から外すため、嘱託事項を変更していた だきました。

なお、さらに進んで、現地調査した7棟の建 物の因果関係に関する部分に嘱託の範囲を限 定して狭めて嘱託事項を変更するというのも 考えられますが、それによってどの程度、判断 の省略ができたかということは、検証してみな いと分からないと考えています。

高田審査官 本件で原告全棟の被害というので はなくて7棟にしたとしても、どの程度審理が 迅速化できるか分からないところはあります が、今後、裁判所とよく協議をした上で、希望 があれば7棟に限定するということも考えら れますので、そういったコミュニケーションを 裁判所と取ることで、少しでもニーズに応える ことができればなと考えているところでござ います。

原告代理人に聴取したところ、豊島区事件は 東京地裁で請求棄却の判決が言い渡され、確定 したそうです。このことについて、どのように 感じましたか。

山崎弁護士 公調委の裁定により、一審判決が 確定することにつながったようであり、受訴裁 判所の役に立てたことは喜ばしい限りです。

高田審査官 私も、豊島区事件ではありません が、制度を利用したことのある裁判官に個人的 にご意見を伺ったところ、事件解決のために大 変に役に立ったというコメントをいただき、嬉 しく思っております。



インタビューの様子

最後に

高田審査官 最後に、原因裁定嘱託制度を活用 する裁判所をはじめとする法曹関係者や公調 委に対して、何かお伝えすることがあれば、お 聞かせください。

山崎弁護士 まず、法曹関係者に対してですが、 ここでは対象を裁判官に絞ってお話しします。 原因裁定嘱託は昭和 47 年に制定された歴史あ る制度ですが、これまで十分に周知されておら ず、それほど利用されてこなかったといえます。 この制度を知っている裁判官も、大規模な公害 事件があれば利用しようと考えている方が多

いと思いますが、近隣居住者による騒音被害な ど意外と利用できる事件は多いと思われます。 公調委は、審理期間の短縮化など、利用しやす い嘱託とするために運用改善を図っていると のことですので、適切な事件があれば嘱託をご 検討いただきたいと思います。

次に、公調委に対してですが、原因裁定嘱託 が利用された 12 件中 4 件は令和の年代に嘱託 された事件であり、そのうち今年になって3件、 もう1件は令和元年に嘱託された事件です。こ のように、嘱託制度の利用は着実に増加傾向に あります。これも、従前から公調委のほうで嘱 託制度の周知やその利用促進のための広報活 動の一環として、委員長はじめ、裁判官出向者 である審査官の皆さんが各地の裁判所に出向 いて講演や説明会を行ってきた成果が徐々に 浸透した結果ではないかと思います。

今後も引き続き、皆さんには、その昔、ザビ エルが日本にキリスト教を伝道したように、未 だ十分には周知されていない原因裁定嘱託制 度の伝道者となり、その普及に努めていただく ことをお願いするとともに、利用しやすくする ための嘱託制度の運用改善を図っていただけ ればと思います。

髙田審査官 どうもありがとうございました。 本日、御助言いただきましたことも踏まえ、公 調委としては、受訴裁判所の判断のために必要 な範囲の調査・裁定判断を、可能な限り迅速に できるよう、受訴裁判所とコミュニケーション をとりながら進められるように運用改善を図 ってまいります。

また、公調委への嘱託は着実に増加していま すが、引き続き、原因裁定嘱託制度の認知の拡 大に努め、司法制度利用者の期待に応えてまい りたいと考えております。

以上で、インタビューは終了させていただき ます。本日はお忙しい中、インタビューのお時 間をいただきまして、ありがとうございました。

(参考)

豊島区における建物改修工事に伴う大気汚 染による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条 の 32 第1項の規定に基づき、東京地方裁判所 から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。東京都住民 93人(原告)の各所有建物の屋根等にさびや鉄 粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食 等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告) が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事 をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させた ことによるものであるかについて、原因裁定を 求めたものである。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告 数は64人と変更された。

(2) 事件の処理経過

公調委は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会 を設け、1回の審問期日を開催するとともに、 被告が大気中に飛散させたさびや鉄粉と原告 らの各所有建物の損傷被害との因果関係に関 する専門的事項を調査するために必要な専門 委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員 による現地調査等を実施するなど、手続を進め た結果、令和2年2月25日、原告ら所有建物 のさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆 による腐食等の損傷被害と被告が小学校の外 部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさ びや鉄粉を飛散させたこととの間の因果関係 は認められないとの裁定を行い、本事件は終結 した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(ゲ)第2号

豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

裁

(当事者省略)

主

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による 塗膜の破損や発 錆 による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて 豊島区立 a 小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるもの とは認められない。

事実及び理由

第1 嘱託事項

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容(以下、単に「別紙1」という。)の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて豊島区立 a 小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるか。

第2 事案の概要

原告らは、被告が豊島区立 a 小学校(以下「本件小学校」という。)において平成××年××月から××月にかけて行った外部鉄骨階段の改修工事(以下「本件改修工事」という。)により、原告ら所有建物のアルミ製建材又はスチール製建材にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じたと主張して、被告に対し、当初、原告番号4、5、20、23及び59の5名を除いた59名を含む84名の原告らが、平成27年××月××日、東京地方裁判所に不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟(同裁判所平成27年(ワ)第△号)を提起し、その後、上記原告番号の5名を含む9名の原告らが、同月××日、同じく損害賠償を求める訴訟(同第▽号)を提起した(同年××月××日の第1回口頭弁論期日において同第△号事件と同第▽号事件との弁論は併合された。)。

本件は、上記裁判所から公害等調整委員会に対し、平成30年3月1日、被告が行った本件改修工事と上記原告ら93名所有建物(65棟)のアルミ製建材又はスチール製建材に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされた事件であるが、その後訴えの取下げ等による原告数の減少(64名)に伴う対象建物の減縮(52棟)により嘱託事項が上記嘱託事項のとおり、被告が行った本件改修工事と別紙1の「被害箇所」欄記載の各部分に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否に変更された。

(以下省略)

裁定書の全文は、公害等調整委員会のホームページを参照 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toshimaku taiki.html

